

-----  
**規 則**  
-----

高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第92号**

**高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を  
改正する規則**

高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年高知県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「修学資金貸付推薦書及び計画書（別記第4号様式）」を「修学資金貸付推薦書（別記第4号様式）及び修学計画書（別記第4号様式の2）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第28号様式を次のように改める。

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正前の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則別記様式（別記第4号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

- ◎ 高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部  
を改正する規則